様式第9号(第12条関係)

第　　　号

年　　月　　日

 　　　様

国頭村長　　　　　　　　　　印

国頭村景観計画区域内行為原状回復命令書

　　　　第　　　　号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり命じます。

　なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、罰金に処されることがあります。

記

1　原状回復命令の対象となる行為

2　命令の理由

3　とるべき措置

4　履行期限　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

5　報告期限　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

6　報告先

　※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国頭村に対して異議申し立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立をすることができなくなります。)

教示2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国頭村を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該取消しの訴えを提起することができます。